和歌山市環境基本条例 (抜粋)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる和歌山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的事項について、あらかじめ、 第25条に規定する和歌山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第25条 本市に、和歌山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第27条 審議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 市民
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

- 第30条 審議会の会議(以下この条において単に「会議」という。)は、会長が招集する。 ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、そ の意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、市民環境局環境事業部において処理する。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。